

地方公共団体情報システム機構代表者会議会議録

1 開会の日時及び場所

(1) 開会の日時

令和元年6月12日(水)15時00分～16時00分

(2) 場所

地方公共団体情報システム機構 会議室

2 出席委員の氏名

(1) 出席委員

委員 飯泉 嘉門

〃 新川 達郎

(2) 欠席委員のうち、地方公共団体情報システム機構定款第10条第3項に規定する代理人による表決の委任をした委員の氏名、当該委任を受けた者の氏名

委員 辻 宏康 受任者 原口 和久

〃 荒木 泰臣 受任者 伊藤 定勉

(3) 欠席委員のうち、地方公共団体情報システム機構定款第10条第3項の規定に基づき書面をもって表決した委員の氏名

委員 藤原 静雄

(4) 欠席委員

委員 須藤 修

3 議事の要領

別紙のとおり

4 議決した事項及び賛否の数

(1) 平成30年度決算について

賛否の数：5名賛成、1名欠席

(2) 令和元年度6月補正予算(案)について

賛否の数：5名賛成、1名欠席

以上

地方公共団体情報システム機構
代表者会議議長 飯泉 嘉門

(別紙)議事の要領

1 開会

理事長 マイナンバー制度の情報連携については、利用範囲が順次拡大されてきており、本年4月から日本年金機構による情報照会が開始され、情報連携が運用されている手続は約1,900になった。さらに、6月17日より地方公共団体から日本年金機構への情報照会が開始され、手続数は約2,200になる予定であり、機構としてこれらの円滑な処理に努めてまいりたい。

マイナンバーカードについては、5月29日に交付実施済数が1,700万枚を超えた。また、来年度予定されている健康保険証としての利用や自治体ポイントによる消費活性化策に加え、6月4日に開催されたデジタル・ガバメント閣僚会議において、マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針がとりまとめられたところである。カードの利便性を実感できる施策が順次実施されるとともに、カードの利用者や利用シーンが飛躍的に増加する見込みである。

当機構としても、これに対応するため、マイナンバーカード及び電子証明書関連のシステムや体制を強化したいと考えており、当面の対応について6月補正をお願いしたい。また、システム増強のほか、安定稼動を維持し、安全で安心なシステムサービスを提供できるよう、引き続き努めていく。

本年5月1日に改元が行われ、当機構においても、改元に向けた関係システムの改修を行うとともに、特にコンビニ交付について、市区町村システムのテストの支援を行い、無事に対応することができた。

今後とも、当機構としては地方共同法人として、自治体の皆様とともにしっかりと取り組むという軸をぶれることなく、この正念場を乗り切る所存である。

2 議決事項

(1) 平成30年度決算について

議長 議案第1号について事務局からご説明願いたい。
併せて、経営審議委員会における意見についても、ご報告願いたい。

事務局 (議案第1号の内容説明及び経営審議委員会の意見報告)

議長 事務局の説明について、質問又は意見はないか。

委員 昨年9月の北海道胆振東部地震はかなり長期にわたる全道停電であり、大変な事態であった。いつ何が起こるかわからないので、こうした事態への対応の仕方について考えなければならないと思う。今回の事態への対応状況と、今後の対策について考えを伺いたい。

事務局 この地震により、私どものコールセンターの業務が止まってしまい、当初はその復旧も考えたが、交通機関等が麻痺して、ほとんどオペレーターが集まらない状況だった。

カードを紛失した場合等における一時停止のサービスは24時間365日提供しているが、コールセンターで当該サービスを提供できなくなったことから、個人番号センターで受け付け、対応することとした。

どこで地震があるかわからないため、機器更改では、データセンターの位置も含めて、できるだけ早く駆けつけられる所で職員が自力で復旧するということも考えるなど、今後の業務継続のあり方について検討し、対応してまいりたい。

議長 コールセンターへの問合せは、ほとんど定型化されていることから、FAQやAIを用意しておけば、どんな状況下でも対応が可能となる。それが、万が一、シャットダウンした場合には、バックアップとして人間が対応する。一歩先んじた形で機構には取り組んでいただきたいと思います。

議案第1号については、原案のとおりでよろしいか。

(異議なし)

議長 議案第1号については、原案のとおり決定する。

(2) 令和元年度 6 月補正予算 (案) について

議長 議案第 2 号について事務局からご説明願いたい。
併せて、経営審議委員会における意見についても、ご報告願いたい。

事務局 (議案第 2 号の内容説明及び経営審議委員会の意見報告)

議長 事務局の説明について、質問又は意見はないか。

委員 電子証明書の有効期限の通知について、市町村としてどんな役目を担う必要があるか。

事務局 有効期限が到来する対象者には、機構がお知らせを郵送するが、各市町村には対象者や送付先情報等の確認をお願いすることとなる。また、更新がはかどらない場合には、市町村の窓口での呼びかけなどの広報周知をお願いすることが場合によってはあると思われるので、その際にはご協力をお願いしたい。

委員 電子証明書やカードの発行体制の強化ということで、かなり大きな金額の債務負担行為であるが、機構には引き続き、カードについての各機関の対応やベンダー等との関係を日常的に検討し、実態と計算上の齟齬がないように進めていただきたい。

議長 債務負担については、機構が、執行を含めて、しっかりと体制を固めていくことが大変重要である。

事務局 できるだけコストを抑え、後年度負担にならないよう、効率的な執行に努めてまいりたい。

議長 その点についてはしっかり対応をお願いしたい。
議案第 2 号については、原案のとおりでよろしいか。

(異議なし)

議長 議案第 2 号については、原案のとおり決定する。

3 閉会

議長

本日、予定していた議事は全て終了した。
以上で、第 29 回代表者会議を閉会する。

以上